

健 推 第 361号  
令和元年11月28日

県内事業者等団体代表者 殿

山形県健康福祉部健康づくり推進課長

受動喫煙防止対策における禁煙標識の交付について

本県の健康づくり対策の推進につきましては、日頃から御理解、御協力をいただき厚く感謝申し上げます。

さて、「山形県受動喫煙防止条例」において、屋内禁煙の飲食店は、出入口の見やすい箇所に、屋内に喫煙できる場所がない旨を記載した標識を掲示するよう努めなければならない、とする規定が来年4月から施行されます。

このたび、山形県では、飲食店等に掲示いただくための禁煙標識（ステッカー）を作成し、各地域の県保健所において配布することといたしました。

つきましては、御多忙中誠に恐縮ですが、多くの飲食店様に御活用いただきたいので、貴団体会員様その他飲食関係事業者様への積極的な周知に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

担当：山形県健康づくり推進課 杉山  
TEL：023-630-2313  
FAX：023-630-2271  
Mail：sugiyamah@pref.yamagata.jp